

航空自衛隊達第9号
改正昭和35年8月25日航空自衛隊達第38号
昭和37年1月31日航空自衛隊達第6号
昭和37年2月19日航空自衛隊達第8号
昭和37年4月9日航空自衛隊達第20号
昭和38年1月29日航空自衛隊達第7号
昭和40年4月15日航空自衛隊達第5号
昭和40年11月27日航空自衛隊達第26号
昭和42年1月30日航空自衛隊達第4号
昭和42年11月20日航空自衛隊達第45号
昭和46年7月7日航空自衛隊達第21号
昭和48年8月17日航空自衛隊達第18号
昭和48年12月17日航空自衛隊達第35号
昭和49年6月11日航空自衛隊達第19号
昭和49年10月2日航空自衛隊達第33号
昭和51年6月25日航空自衛隊達第16号
昭和52年6月9日航空自衛隊達第10号
昭和52年11月9日航空自衛隊達第22号
昭和53年7月28日航空自衛隊達第24号
昭和55年9月30日航空自衛隊達第15号
昭和56年4月3日航空自衛隊達第26号
昭和56年12月14日航空自衛隊達第38号
昭和57年4月12日航空自衛隊達第14号
昭和57年6月7日航空自衛隊達第19号
昭和58年3月3日航空自衛隊達第5号
昭和58年10月27日航空自衛隊達第14号
昭和59年2月29日航空自衛隊達第8号
昭和59年11月8日航空自衛隊達第28号
昭和61年7月4日航空自衛隊達第16号
昭和61年11月21日航空自衛隊達第23号
昭和62年1月14日航空自衛隊達第2号
昭和62年9月30日航空自衛隊達第33号
昭和63年5月17日航空自衛隊達第15号
昭和63年7月28日航空自衛隊達第22号
平成元年5月12日航空自衛隊達第29号
平成元年6月5日航空自衛隊達第34号

平成元年 9月26日 航空自衛隊達第43号
平成2年 2月2日 航空自衛隊達第1号
平成3年 3月14日 航空自衛隊達第3号
平成3年 10月17日 航空自衛隊達第25号
平成3年 12月2日 航空自衛隊達第31号
平成4年 3月31日 航空自衛隊達第12号
平成4年 7月17日 航空自衛隊達第36号
平成4年 10月26日 航空自衛隊達第48号
平成5年 9月28日 航空自衛隊達第36号
平成5年 11月30日 航空自衛隊達第45号
平成6年 2月16日 航空自衛隊達第3号
平成6年 9月29日 航空自衛隊達第32号
平成7年 10月6日 航空自衛隊達第32号
平成8年 9月10日 航空自衛隊達第18号
平成8年 12月19日 航空自衛隊達第25号
平成9年 6月13日 航空自衛隊達第15号
平成9年 6月26日 航空自衛隊達第16号
平成9年 10月21日 航空自衛隊達第24号
平成10年 5月28日 航空自衛隊達第12号
平成11年 3月24日 航空自衛隊達第6号
平成11年 6月1日 航空自衛隊達第17号
平成12年 2月15日 航空自衛隊達第5号
平成12年 9月22日 航空自衛隊達第39号
平成12年 9月28日 航空自衛隊達第41号
平成12年 11月1日 航空自衛隊達第49号
平成12年 12月11日 航空自衛隊達第53号
平成12年 12月14日 航空自衛隊達第58号
平成13年 3月30日 航空自衛隊達第18号
平成13年 11月7日 航空自衛隊達第40号
平成14年 8月19日 航空自衛隊達第20号
平成15年 3月26日 航空自衛隊達第5号
平成15年 8月27日 航空自衛隊達第34号
平成15年 9月25日 航空自衛隊達第36号
平成16年 3月29日 航空自衛隊達第9号
平成16年 9月28日 航空自衛隊達第24号
平成17年 2月2日 航空自衛隊達第2号

平成17年 7月19日航空自衛隊達第21号
平成21年 3月25日航空自衛隊達第 2号
平成21年 9月24日航空自衛隊達第37号
平成22年 4月16日航空自衛隊達第10号
平成23年 4月 1日航空自衛隊達第20号
平成23年12月 2日航空自衛隊達第39号
平成29年 3月27日航空自衛隊達第 8号
平成29年10月24日航空自衛隊達第42号
平成30年 6月25日航空自衛隊達第17号
令和元年 6月10日航空自衛隊達第 5号
令和元年 9月20日航空自衛隊達第17号
令和 2年12月23日航空自衛隊達第58号
令和 3年 5月21日航空自衛隊達第47号
令和 4年 3月31日航空自衛隊達第28号
令和 4年 6月24日航空自衛隊達第41号
令和 4年11月22日航空自衛隊達第49号

航空従事者技能証明の航空機種別指定に関する達を次のように定める。

昭和34年3月4日

航空幕僚長 空将 佐薙 毅

航空従事者技能証明の航空機種別指定に関する達

(目的)

第1条 この達は、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の運用方針について（通達）（防人計第4112号23. 4. 1）別紙第3第2項の規定に基づき、航空機の種類を指定することを目的とする。

（課程又は講習の名称等と指定機種）

第2条 課程又は講習の名称による機種を別表第1のとおり指定する。

2 国土交通大臣が行う操縦士の技能証明による機種を別表第2のとおり指定する。

附 則

この達は、昭和34年3月4日から施行する。

附 則（昭和35年8月25日航空自衛隊達第38号）

この達は、昭和35年8月25日から施行する。

附 則（昭和37年1月31日航空自衛隊達第6号）

この達は、昭和37年1月31日から施行する。

附 則（昭和37年2月19日航空自衛隊達第8号）
この達は、昭和37年2月19日から施行する。

附 則（昭和37年4月9日航空自衛隊達第20号）
この達は、昭和37年4月9日から施行する。

附 則（昭和38年1月29日航空自衛隊達第7号）
この達は、昭和38年1月29日から施行する。

附 則（昭和40年4月15日航空自衛隊達第5号）
この達は、昭和40年4月15日から施行する。

附 則（昭和40年11月27日航空自衛隊達第26号）
この達は、昭和40年11月27日から施行し、昭和40年9月30日から適用する。

附 則（昭和42年1月30日航空自衛隊達第4号）
この達は、昭和42年1月30日から施行し、昭和41年7月1日から適用する。

附 則（昭和42年11月20日航空自衛隊達第45号）
この達は、昭和42年11月20日から施行する。

- 附 則（昭和46年7月7日航空自衛隊達第21号）
- 1 この達は、昭和46年7月7日から施行する。
 - 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続するかぎり、なおその効力を有する。

附 則（昭和48年8月17日航空自衛隊達第18号）
この達は、昭和48年8月17日から施行する。

附 則（昭和48年12月17日航空自衛隊達第35号）
この達は、昭和48年12月17日から施行する。

附 則（昭和49年6月11日航空自衛隊達第19号）
この達は、昭和49年6月11日から施行する。

- 附 則（昭和49年10月2日航空自衛隊達第33号）
- 1 この達は、昭和49年11月1日から施行する。
 - 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

- 附 則（昭和51年6月25日航空自衛隊達第16号）
- 1 この達は、昭和51年6月26日から施行する。
 - 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

- 附 則（昭和52年6月9日航空自衛隊達第10号）
- 1 この達は、昭和52年6月9日から施行する。
 - 2 この達施行の際、T-2を指定されている者については、F-1の指定を

追加するものとする。

附 則（昭和52年11月9日航空自衛隊達第22号）

- 1 この達は、昭和52年11月9日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（昭和53年7月28日航空自衛隊達第24号）

- 1 この達は、昭和53年7月28日から施行する。
- 2 この達施行の際、航空実験団においてT-3の実用試験に従事している操縦士等のうち、第1初級操縦教官課程又は同課程講習の修了者については第1初級操縦教官機種転換課程を修了したものとみなし、その他の者についてはT-3機種転換操縦講習を修了したものとみなして、それぞれ機種を指定するものとする。

附 則（昭和55年9月30日航空自衛隊達第15号）

- 1 この達は、昭和55年9月30日から施行し、改正後のB-65操縦講習に係る規定は、同年8月9日から適用する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されたものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。また、海上自衛隊による計器飛行（空自）課程の修了者については、B-65の指定を追加するものとする。

附 則（昭和56年4月3日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則（昭和56年12月14日航空自衛隊達第38号）

この達は、昭和56年12月17日から施行する。

附 則（昭和57年4月12日航空自衛隊達第14号）

- 1 この達は、昭和57年4月12日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（昭和57年6月7日航空自衛隊達第19号）

この達は、昭和57年6月7日から施行する。

附 則（昭和58年3月3日航空自衛隊達第5号）

- 1 この達は、昭和58年3月3日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（昭和58年10月27日航空自衛隊達第14号）

この達は、昭和58年10月27日から施行する。

附 則（昭和59年2月29日航空自衛隊達第8号）

この達は、昭和59年2月29日から施行する。

附 則（昭和59年11月 8 日航空自衛隊達第28号）
この達は、昭和59年11月 8 日から施行する。

附 則（昭和61年 7 月 4 日航空自衛隊達第16号）
この達は、昭和61年 7 月 4 日から施行する。

附 則（昭和61年11月21日航空自衛隊達第23号）
この達は、昭和61年12月 1 日から施行する。

附 則（昭和62年 1 月14日航空自衛隊達第 2 号）
この達は、昭和62年 1 月14日から施行する。

- 附 則（昭和62年 9 月30日航空自衛隊達第33号）
- 1 この達は、昭和62年10月 1 日から施行する。
 - 2 この達施行の際、航空実験団において、CH-47の実用試験に従事していた操縦者のうち、米留CH-47機種転換操縦課程未修了者については、CH-47 J 操縦講習を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（昭和63年 5 月17日航空自衛隊達第15号）
この達は、昭和63年 5 月17日から施行する。

- 附 則（昭和63年 7 月28日航空自衛隊達第22号）
- 1 この達は、昭和63年 7 月28日から施行する。
 - 2 この達施行の際、航空実験団においてT-4 実用試験又は試験運用に従事していた操縦士等のうち、基本操縦教官課程又は同課程講習の修了者については、T-4 教官操縦講習を修了したものとみなし、その他の者についてはT-4 操縦講習を修了したものとみなして、それぞれ機種指定をするものとする。

附 則（平成元年 5 月12日航空自衛隊達第29号）
この達は、平成元年 5 月12日から施行する。

附 則（平成元年 6 月 5 日航空自衛隊達第34号）
この達は、平成元年 6 月 5 日から施行する。

附 則（平成元年 9 月26日航空自衛隊達第43号）
この達は、平成元年 9 月26日から施行する。

- 附 則（平成 2 年 2 月 2 日航空自衛隊達第 1 号）
- 1 この達は、平成 2 年 2 月 2 日から施行する。
 - 2 この達施行の際、現に基本操縦（T-4）課程（試行）を受講している者が同課程を修了した場合及び同課程を既に修了している者については、基本操縦（T-4）課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（平成 3 年 3 月14日航空自衛隊達第 3 号）
この達は、平成 3 年 3 月14日から施行する。

附 則（平成3年10月17日航空自衛隊達第25号）

- 1 この達は、平成3年10月17日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（平成3年12月2日航空自衛隊達第31号）

この達は、平成3年12月2日から施行する。

附 則（平成4年3月31日航空自衛隊達第12号）

この達は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月17日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成4年7月17日から施行する。

附 則（平成4年10月26日航空自衛隊達第48号）

この達は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成5年9月28日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成5年9月30日から施行する。

附 則（平成5年11月30日航空自衛隊達第45号）

- 1 この達は、平成5年11月30日から施行する。
- 2 この達施行の際、救難操縦（UH-60J）課程（試行）を既に修了している者については、救難操縦（UH-60J）課程を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

附 則（平成6年2月16日航空自衛隊達第3号）

この達は、平成6年2月16日から施行する。

附 則（平成6年9月29日航空自衛隊達第32号）

この達は、平成6年11月29日から施行する。

附 則（平成7年10月6日航空自衛隊達第32号）

- 1 この達は、平成7年10月6日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（平成8年9月10日航空自衛隊達第18号）

この達は、平成8年9月26日から施行する。

附 則（平成8年12月19日航空自衛隊達第25号）

- 1 この達は、平成8年12月19日から施行する。
- 2 この達施行の際、救難操縦（U-125A）課程（試行）を既に修了している者については、救難操縦（U-125A）課程を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

附 則（平成9年6月13日航空自衛隊達第15号）

この達は、平成9年6月13日から施行する。

附 則（平成9年6月26日航空自衛隊達第16号）
この達は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成9年10月21日航空自衛隊達第24号）
この達は、平成9年10月21日から施行する。

- 附 則（平成10年5月28日航空自衛隊達第12号）
- 1 この達は、平成10年5月28日から施行する。
 - 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（平成11年3月24日航空自衛隊達第6号）
この達は、平成11年3月25日から施行する。〔後略〕
(1)～(4) 〔略〕

附 則（平成11年6月1日航空自衛隊達第17号）
この達は、平成11年6月1日から施行する。

- 附 則（平成12年2月15日航空自衛隊達第5号）
- 1 この達は、平成12年2月17日から施行する。
 - 2 この達の施行の際、基本操縦（T-4）後期課程（試行）を既に修了している者については、基本操縦（T-4）後期課程を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

- 附 則（平成12年9月22日航空自衛隊達第39号）
- 1 この達は、平成12年9月22日から施行する。
 - 2 この達の施行の際、飛行開発実験団においてXF-2実用試験又は試験的運用に従事していた操縦士等は、F-2機種転換操縦課程（試行）を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

- 附 則（平成12年9月28日航空自衛隊達第41号）
- 1 この達は、平成12年9月28日から施行する。
 - 2 この達の施行の際、基本操縦（T-400）課程（長期）（試行）を既に修了している者については、基本操縦（T-400）課程（長期）を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

- 附 則（平成12年11月1日航空自衛隊達第49号）
- 1 この達は、平成12年11月6日から施行する。
 - 2 この達の施行の際、戦闘機操縦（F-15）課程（試行）を既に修了している者については、戦闘機操縦課程を修了したものと見なして、E-767機種転換操縦課程（試行）を既に修了している者については、E-767機種転換操縦課程を修了したものと見なして、それぞれ機種を指定するものとする。

附 則（平成12年12月11日航空自衛隊達第53号）

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月14日航空自衛隊達58号）

- 1 この達は、平成12年12月14日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（平成13年3月30日航空自衛隊達第18号）

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月7日航空自衛隊達第40号）

- 1 この達は、平成13年11月20日から施行する。
- 2 この達施行の際、F-2機種転換操縦課程（試行）を既に修了している者については、F-2機種転換操縦課程を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

附 則（平成14年8月19日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成14年8月19日から施行する。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊達第5号）

この達は、平成15年3月26日から施行する。

附 則（平成15年8月27日航空自衛隊達第34号）

この達は、平成15年8月27日から施行する。

附 則（平成15年9月25日航空自衛隊達第36号）

この達は、平成15年9月25日から施行する。

附 則（平成16年3月29日航空自衛隊達第9号）

この達は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成16年9月28日航空自衛隊達第24号）

- 1 この達は、平成16年9月28日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に次の表の左欄の課程等を受講している者が同課程等を修了した場合及び同課程等を既に修了している者については、同表右欄の課程等を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

| | |
|-----------------------|-------------------|
| 初級操縦教官機種転換課程 | 初級操縦教官機種転換（T-3）課程 |
| 初級操縦教官（T-7）課程（試行） | 初級操縦教官（T-7）課程 |
| 初級操縦教官機種転換（T-7）課程（試行） | 初級操縦教官機種転換（T-7）課程 |
| 新初等練習機国内委託講習 | T-7機種転換操縦講習 |

附 則（平成17年2月22日航空自衛隊達第2号）

- 1 この達は、平成17年2月22日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に次の表の左欄の課程を受講している者が同課程を修了した場合及び同課程を既に終了している者については、同表右欄の課程を修了したものと見なして、機種を指定するものとする。

| | |
|------------------|---------------|
| 戦闘機操縦課程 | 戦闘機操縦（F-15）課程 |
| 戦闘機操縦（F-2）課程（試行） | 戦闘機操縦（F-2）課程 |

附 則（平成17年7月19日航空自衛隊達第21号）

この達は、平成17年7月19日から施行する。

附 則（平成21年3月25日航空自衛隊達第2号）

この達は、平成21年3月26日から施行する。

附 則（平成21年9月24日航空自衛隊達第37号）

この達は、平成21年9月24日から施行する。

附 則（平成22年4月16日航空自衛隊達第10号）

- 1 この達は、平成22年4月16日から施行し、改正後の規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定により機種を指定されているものは、当該機種が存続する限り、なおその効力を有する。

附 則（平成23年4月1日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月2日航空自衛隊達第39号）

- 1 この達は、平成23年12月2日から施行する。
- 2 この達施行の際、KC-767機種転換操縦課程（試行）を既に修了している者については、KC-767機種転換操縦課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（平成29年3月27日航空自衛隊達第8号）

- 1 この達は、平成29年3月27日から施行する。
（経過措置）
- 2 この達の施行前に、別に定めるところにより飛行開発実験団においてXC-2の技術・実用試験及び試験的運用に従事した操縦士等は、この達による改正後の航空従事者技能証明の航空機種別指定に関する達別表第1に定めるC-2機種転換操縦課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。
- 1 この達の施行後に、次の表の左欄に掲げる試行の課程を修了した者は、そ

それぞれ同表右欄に掲げる課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

| | |
|------------------|--------------|
| 輸送機操縦（C－2）課程（試行） | 輸送機操縦（C－2）課程 |
| C－2機種転換操縦課程（試行） | C－2機種転換操縦課程 |

附 則（平成29年10月24日航空自衛隊達第42号）

この達は、平成29年10月24日から施行する。

附 則（平成30年6月25日航空自衛隊達第17号）

1 この達は、平成30年6月25日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行後に、次の表の左欄に掲げる試行の課程等を修了した者は、それぞれ同表右欄に掲げる課程等を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

| | |
|-------------------|---------------|
| F－35A機種転換操縦課程（試行） | F－35A機種転換操縦課程 |
| EC－1機種転換操縦講習（試行） | EC－1機種転換操縦講習 |

（航空従事者技能証明及び計器飛行証明の実施に関する達の一部改正）

3 航空従事者技能証明及び計器飛行証明の実施に関する達（昭和42年航空自衛隊達第3号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1中「教育課程の名称、修了年月日」の次に「又は試験合格の名称、合格年月日」を追加する。

附 則（令和元年6月10日航空自衛隊達第5号）

1 この達は、令和元年6月10日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行後に、E－2D機種転換操縦課程（試行）を修了した者は、E－2D機種転換操縦課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（令和元年9月20日航空自衛隊達第17号）

この達は、令和元年9月20日から施行する。

附 則（令和2年12月23日航空自衛隊達第58号）

1 この達は、令和2年12月23日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行後に、U-680A機種転換操縦課程（試行）を修了した者は、U-680A機種転換操縦課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（令和3年5月21日航空自衛隊達第47号）

この達は、令和3年5月21日から施行する。

附 則（令和4年3月31日航空自衛隊達第28号）

この達は、令和4年3月31日から施行する。

附 則（令和4年6月24日航空自衛隊達第41号）

1 この達は、令和4年6月24日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行後に、空中給油・輸送機操縦（KC-767）課程（試行）を修了した者は、空中給油・輸送機操縦（KC-767）課程を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（令和4年11月22日航空自衛隊達第49号）

この達は、令和4年11月22日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

| 課程又は講習名 | 指定機種 |
|-------------------|-----------|
| 基本操縦（T-4）後期課程 | T-7 T-4 |
| 基本操縦（T-400）課程 | T-7 T-400 |
| 基本操縦（T-400）課程（長期） | T-7 T-400 |
| 米留T-38基本操縦課程 | T-7 |
| 米留T-6基本操縦課程 | |
| 米留T-1A基本操縦課程 | T-7 T-400 |
| 初級操縦教官（T-7）課程 | T-7 |
| 初級操縦教官機種転換（T-7）課程 | |
| T-7機種転換操縦講習 | |
| 基本操縦前期教官（T-4）課程 | T-4 |
| 基本操縦後期教官（T-4）課程 | |
| 基本操縦前期教官（T-4）課程講習 | |
| 基本操縦後期教官（T-4）課程講習 | |
| T-4機種転換操縦課程 | |
| T-4機種転換操縦課程講習 | |
| 米留T-400機種転換操縦課程 | |
| T-400機種転換操縦課程 | |
| T-400機種転換操縦課程講習 | |
| F-4EJ機種転換操縦課程 | F-4 |
| F-4EJ機種転換操縦課程講習 | |

| | |
|-----------------------------|-----------------|
| R F - 4 E 操縦講習 | |
| 戦闘機操縦 (F - 15) 課程 | |
| 米留 F - 15 操縦課程 | F - 1 5 |
| F - 15 機種轉換操縦課程 | |
| F - 15 機種轉換操縦課程講習 | |
| F - 2 機種轉換操縦課程 | |
| F - 2 機種轉換操縦課程講習 | F - 2 |
| 戦闘機操縦 (F - 2) 課程 | |
| 米留 F - 3 5 A 機種轉換操縦課程 | |
| F - 3 5 A 機種轉換操縦課程 | F - 3 5 A |
| 輸送機操縦 (Y S - 11) 課程 | |
| 輸送機操縦 (Y S - 11) 課程講習 | Y S - 1 1 |
| Y S - 11 操縦講習 | |
| 米留 E - 2 操縦課程 | |
| E - 2 C 機種轉換操縦課程 | E - 2 |
| E - 2 C 機種轉換操縦課程講習 | |
| 米留 E - 2 D 機種轉換操縦課程 | |
| E - 2 D 機種轉換操縦課程 | E - 2 D |
| 米留 C - 130 機種轉換教育課程 (操縦) | |
| C - 130 機種轉換操縦課程 | C - 1 3 0 |
| C - 130 機種轉換操縦課程講習 | |
| 輸送機操縦 (C - 130) 課程 | |
| 輸送機操縦 (C - 130) 課程講習 | |
| 輸送機操縦 (C - 1) 課程 | |
| 輸送機操縦 (C - 1) 課程講習 | C - 1 / E C - 1 |
| C - 1 機種轉換操縦課程 | |
| C - 1 機種轉換操縦課程講習 | |
| E C - 1 機種轉換操縦講習 | E C - 1 |
| 輸送機操縦 (C - 2) 課程 | C - 2 |
| C - 2 機種轉換操縦課程 | |
| 米留 E - 767 機種轉換操縦課程 | E - 7 6 7 |
| E - 767 機種轉換操縦課程 | |
| 米留 K C - 767 空中給油・輸送機機種轉換課程 | K C - 7 6 7 |
| K C - 767 機種轉換操縦課程 | |
| 空中給油・輸送機操縦 (K C - 767) 課程 | |
| 米留 K C - 4 6 A 機種轉換操縦課程 | K C - 4 6 A |
| 米留 C H - 47 機種轉換操縦課程 | C H - 4 7 |
| C H - 47 J 機種轉換操縦課程 | |
| C H - 47 J 機種轉換操縦課程講習 | |

| | |
|--------------------|--------|
| 米留UH-60機種転換操縦課程 | UH-60 |
| 救難操縦(UH-60J)課程 | |
| 救難操縦(UH-60J)課程講習 | |
| UH-60J機種転換操縦課程 | |
| UH-60J機種転換操縦課程講習 | |
| 米留U-125機種転換操縦課程 | U-125 |
| 救難操縦(U-125A)課程 | |
| 救難操縦(U-125A)課程講習 | |
| 救難操縦教官(U-125A)課程 | |
| 救難操縦教官(U-125A)課程講習 | |
| U-125A機種転換操縦課程 | |
| U-125A機種転換操縦課程講習 | U-4 |
| U-125操縦講習 | |
| 米留U-4機種転換操縦課程 | |
| U-4機種転換操縦課程 | U-680A |
| U-4機種転換操縦課程講習 | |
| 米留U-680A機種転換操縦課程 | U-680A |
| U-680A機種転換操縦課程 | |
| 米留RQ-4B機体操縦課程 | RQ-4B |

別表第2 (第2条第2項関係)

| 技能証明 | 機種指定 |
|--|-------|
| 国土交通大臣が行う定期運送用操縦士の資格に係る技能証明 (ボーイング式777-300ER型の型式限定) | B-777 |
| 国土交通大臣が行う事業用操縦士の資格に係る技能証明 (ボーイング式777-300ER型の型式限定) | |